

○学校教育法施行規則

〔昭和二十二年五月二十三日〕
文部省令第十一号

第六十三條の四 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの

二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものの合格に係る学修

三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

（平一〇文令三・全改、平一二文令五三・一部改正）

第六十三條の五 第六十三條の三の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は二十を超えないものとする。

（平五文令三・追加、平一〇文令三

・旧第六十三條の六繰上・一部改

正）

○学校教育法施行規則第六十三條の四の規定に

より、別に定めることとされた学修について

定める件

〔平成十年三月二十七日〕
文部省告示第四十一号

改正 平一二文告四三・文告一八一

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（以下「省令」という。）第六十三條の四の規定に基づき、次のように定め、平成十年四月一日から施行する。

なお、学校教育法施行規則第六十三條の四の規定により、別に定めることとされた学修について定める件（平成五年文部省告示第二十四号）及び学校教育法施行規則第六十三條の五の規定により、知識及び技能に関する審査で別に定めることとされたものについて定める件（平成五年文部省告示第二十五号）は廃止する。

1 省令第六十三條の四第一号の別に定める学修は、次に掲げる学修（第四号に掲げる学修にあっては、高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたものに限る。）とする。

一 大学又は高等専門学校における科

目等履修生、研究生又は聴講生としての学修

二 専修学校の高等課程における学修及び専門課程における科目等履修生又は聴講生としての学修

三 専修学校が高等課程又は専門課程において高等学校の生徒を対象として行う附帯的教育事業における学修

四 大学において開設する公開講座における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修

2 省令第六十三條の四第二号の知識及び技能に関する審査で別に定めるものは、次に掲げる審査とする。

一 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成十二年文部省令第二十五号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和四十二年文部省告示第二百三十七号）により文部科学大臣が認定した技能審査で、当該審査の合格に係る学修が高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの

二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査で、当該審査の合格に係る学修が高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの

イ 審査を行うものが国又は民法

（明治二十九年法律第八十九号）
第三十四條の規定による法人その他の団体であること。

ロ 審査の実施に関し、十分な社会的信用を得ていること。

ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること。

ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。

（平一二文告四三・文告一八一・一部改正）

3 省令第六十三條の四第三号の別に定める学修は、次に掲げる活動に係る学修で高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたものとする。

一 ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動

二 スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果をあげたもの